

# 丸亀市新第二学校給食センター整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

## 1 業務目的

丸亀市（以下「市」という。）では、現在の第二学校給食センターの施設・設備の老朽化に伴い、今後の効率的な事業運営の方針と合わせ、第二学校給食センターの建替えを予定している。

本業務は、市が丸亀市新第二学校給食センター（以下「新センター」という。）の整備（※）・運営を効率的・効果的に推進するため、事業内容の検討・整理を行い、新センターの基本計画を策定するとともに、民間の資金や整備・運営ノウハウを活用する手法の導入可能性を調査するなど、様々な事業手法を比較検討し、最適な事業手法を選定するための支援を行うことを目的とする。

※「整備」には、新センターと現在の米飯棟を繋ぐ工事及び既存棟の解体工事を含む。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

丸亀市新第二学校給食センター整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務委託

### (2) 業務内容

別紙「丸亀市新第二学校給食センター整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務委託仕様書」による。

### (3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### (4) 履行期間

契約締結の日から令和6年1月31日までとする。

### (5) 見積限度額

10,454,500円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以内とする。

## 3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 日本国内において、過去 10 年間（平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間）に学校給食施設整備に係る計画策定及び民間活力導入可能性調査に係る業務を元請けとして完了又は受注した実績があること（アドバイザー業務等の受注実績も対象とする。）。
- (2) 学校給食施設整備に係る建築技術に関する知識、多様な整備手法に伴う事業に係る法務・財務に関する知識を有していること（他の事業所等と連携して本業務処理に当たることも可とする。）。
- (3) 本業務を適正かつ確実に実施するに足る事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。
- (4) 参加表明書類の提出期限（令和 5 年 4 月 19 日(水)）までに令和 5 年度丸亀市指名競争入札参加資格者名簿（物品・役務、コンサルに限る。）に登録があること。
- (5) 参加表明の日から契約締結日まで、地方自治体等から指名停止又は指名回避等の措置を受けていない者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 次に掲げる団体でないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職という。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあたる者又は政党を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体
  - ウ 宗教の協議を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体

#### 4 参加表明手続き

- (1) プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。
  - ア 参加表明書（様式 1）
  - イ 会社概要（様式 2）、パンフレット等を添付すること。

ウ 財務状況関係書類（財務諸表 直近2期分）

エ 学校給食施設整備に係る業務実績一覧（様式3）

オ 配置予定技術者について

管理技術者の経歴（様式4）

担当技術者の経歴（様式5）

※主たる配置技術者3名（管理技術者1名、担当技術者2名）について提出すること。

(2) 参加表明書類の提出

ア 提出部数 正本1部、副本9部（副本は複写可）の計10部

イ 提出方法、提出先及び提出期間

(ア) 提出方法：持参（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時までの間に限る。）

又は郵送（書留での郵送に限る。）

(イ) 提出先：丸亀市教育委員会教育部総務課学校給食センター

（第二学校給食センター）

(ウ) 提出期間：令和5年4月5日（水）から令和5年4月19日（水）午後4時まで

（郵送の場合は令和5年4月19日（水）の当日消印有効とする。）

## 5 質問の受付及び回答

(1) 本プロポーザルに関する質問は質問書（様式6）により行うものとし、学校給食センターの電子メールアドレス宛に送信し、電話により受信確認を行うこと。

(2) 質問書の提出先及び受付期間

ア 提出先：丸亀市教育委員会教育部総務課学校給食センター

イ 受付期間：令和5年4月5日（水）から令和5年4月12日（水）午後4時まで

(3) 質問に対する回答

回答は、令和5年4月17日（月）（時間未定）に、ホームページ上にて公開する。

## 6 一次審査

一次審査として、業務実績に関する書類審査を「9 評価基準表」の「業務実績評価」の評価基準に基づき事務局で実施する。参加事業者が4者を超える場合は、書類審査に基づき4者を選定する。なお、下位が同点により複数あった場合は、配置予定技術者の業務実績を優先して選定

する。審査に当たって、内容の確認が必要な場合は、事業者へ個別に質問する場合がある。

(1) 審査予定時期

令和5年4月下旬を予定する。

(2) 提案書の提出要請

参加資格の確認及び一次審査の結果に基づき、提案書の提出を要請する事業者を選定し、令和5年4月下旬に「提案書等提出要請通知書」等により参加表明書等を提出したすべての事業者に対し書面をもって通知する。

(3) 辞退

「提案書等提出要請通知書」受領後に辞退する場合は、提案書等の提出期限までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

## 7 提案書等の提出

(1) 参加事業者は、プロポーザルの実施に係る以下の書類を作成の上、提出期間内に提出すること。

ア 提案書（表紙）（様式7）

イ 見積書（様式8）

ウ 提案内容

別紙の「丸亀市新第二学校給食センター整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務委託仕様書」に基づき、次の項目についての提案を作成すること。

① 業務の実施体制（様式9）

② 業務実施スケジュール（様式10）

③ 課題把握（業務の遂行に伴う課題とそれに対する対応）（様式11）

④ 整備基本計画の策定方法（様式12）

⑤ 民間事業者への事業参画意向調査方法（様式13）

⑥ 最適事業手法の選定方法（様式14）

(2) 提案書の書式

ア A4版普通紙を用いること。

イ 各頁下部余白に頁番号を付すること。

ウ 記載する内容については、各事業所の創意と工夫により、簡潔明瞭に作成すること。

図示、着色は自由とする。

(3) 提案書等の提出

ア 提出部数 正本1部、副本9部（副本は複写可）の計10部

イ 提出方法、提出先及び提出期間

(ア) 提出方法：持参（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時までの間に限る。）

又は郵送（書留での郵送に限る。）

(イ) 提出先：丸亀市教育委員会教育部総務課学校給食センター

（第二学校給食センター）

(ウ) 提出期間：令和5年4月26日（水）から5月15日（月）午後4時まで（予定）

（郵送の場合は提出期間最終日の当日消印有効とする。）

8 二次審査

提案書の内容等について明瞭化のため、プレゼンテーションを実施する。

(1) 審査予定時期

令和5年5月下旬を予定する。

(2) 参加人数

プレゼンテーション参加人数は3人までとし、提案書にて届け出た管理技術者又は担当技術者が説明を行うこと。

※社会的状況から、プレゼンテーション等の実施を目的とした会議の実施が困難な場合は、プレゼンテーションに係る動画データを提出するものとし、審査委員は、当該動画データにより審査を実施するものとする。質疑がある場合は、後日、市から質疑の内容を電子メールにて送付することとし、提出者は原則として送付された日に回答するものとする。

プレゼンテーションの方法は変更することがある。

(3) プレゼンテーションに要する時間

概ね40分（説明30分以内、質疑応答約10分程度）とする。

(4) プレゼンテーションに要する機材

本市にてプロジェクター及びスクリーンを準備する。スライド用のパソコンは持参すること。

## 9 評価基準表

評価項目		評価基準	評価点
1 一次審査 (評価点 20 点)			
業務実績評価	①事業者の業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	8 点
	②配置予定技術者の業務実績	本業務を遂行するうえで技術者が十分な経験、実績を有しているか。	12 点
2 二次審査 (評価点 75 点)			
提案内容評価	①実施体制	本業務実施のために必要な体制が十分に配置されているか。	10 点
	②業務実施スケジュール	業務の実施スケジュールが本業務の委託期間を踏まえた適切なものとなっているか。	10 点
	③課題把握	業務の遂行に伴う課題とそれに対する対応が適切か。	15 点
	④整備基本計画の策定方法	本市の給食センターに関する各種条件等を的確に把握し、求められる機能・規模・運営内容を検討する計画策定方法になっているか。	15 点
	⑤民間事業者への事業参画意向調査方法について	民間事業者に事業内容を周知させ、参入意欲を高めるとともに参入の可能性や課題を探ることができるか。	10 点
	⑥最適事業手法の選定方法について	最適な事業手法の評価を行うにあたり、客観的、かつ説明責任が果たせる評価が導き出せる提案となっているか。	15 点
3 見積金額に関する評価 (評価点 15 点)			
見積金額	見積金額に関する評価 (参加事業者中最低見積金額/当該事業者見積価格) × 15 ※見積金額は税抜とする。算出された評価点の少数点以下第 2 位を四捨五入する。		15 点
合 計			110 点

## 10 受託候補者の選定等

### (1) 受託候補者の選定方法

ア 評価基準に基づき丸亀市の庁内関係者で構成する選定審査委員会で提案内容の評価(二次

審査)を行う。各選定審査委員の二次審査の評価点数に一次審査及び見積金額に関する評価点数を加える。評価(審査)の結果、委員全員の評価点数の合計が満点の6/10以上の提案者の中から、最高得点となった提案者を第1優先交渉権者に、次に得点が高い提案者を第2優先交渉権者に選定する。

なお、提案者の評価点数が同点となった場合には、選定審査委員会において上位の提案者を決定する。

イ 第1優先交渉権者が契約までの間に失格事項に該当すると判断した場合又は辞退した場合は、第2優先交渉権者と協議を行い、受託候補者を決定する。

ウ 提案者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと選定評価委員が認める場合は、その事業者を受託候補者として選考し、協議を行う。

## (2) 審査結果

審査結果は提案書を提出した全ての事業者に対して、書面をもって通知(令和5年5月下旬予定)する。なお、審査内容及び選定結果に対する異議は認めないものとする。

## 1.1 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、失格となる。

- (1) 提出書類等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 見積金額が本要項に示した見積限度額を超える場合
- (5) その他本要項に違反すると認められた場合

## 1.2 日程(予定)

	内 容	日 時
①	公募開始	令和5年4月3日(月)から
②	質問の受付期間	令和5年4月5日(水)から令和5年4月12日(水)午後4時まで
③	質問の回答日	令和5年4月17日(月)

④	参加表明書等の提出期間	令和5年4月5日(水)から令和5年4月19日(水)午後4時まで
⑤	令和2・3年度丸亀市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿登録期日	令和5年4月19日(水)まで
⑥	参加資格の確認及び一次審査(書類審査)	令和5年4月下旬(予定)
⑦	提案書等提出要請通知日	令和5年4月下旬(予定)
⑧	提案書等の提出期間	令和5年4月26日(水)から令和5年5月15日(月)午後4時まで(予定)
⑨	二次審査(プレゼンテーション審査)	令和5年5月下旬(予定)
⑩	審査結果通知日	令和5年5月下旬(予定)

### 1.3 契約の締結等

受託候補者として選出された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。協議が不調のときは、選定審査委員会で順位付けられた上位の者から契約締結の協議を行う。

委託料の支払については、本業務完了後において一括払とする。

### 1.4 その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。

#### 【事務局】(問合せ及び書類提出先)

〒763-0083 香川県丸亀市土器町北二丁目7番地1

丸亀市教育委員会教育部総務課学校給食センター(第二学校給食センター)

電話番号 0877-25-2096 FAX 番号 0877-23-8419

電子メール kyushoku@city.marugame.kagawa.jp